

関係協議会各位
会員・保護者の皆さま

大田ドローン協議会
監事 松田 美房

150m以上の空域を飛行させる場合の基本的な手順

1. 最初に理解すべきこと

- 1) 無人航空機飛行許可の必要空域とは
 - ① 空港等の周辺の空域
 - ② 地表又は水面から150m以上の高さの空域
 - ③ 国勢調査を基にした人口集中地区の上空
- 2) 飛行禁止空域で飛行する場合は
 - ① 航空法132条の飛行禁止空域で飛行させる場合、空港周辺の空域や150m以上の高度の場合は空港事務所長、人口集中地区などでは国土交通大臣の許可が必要
- 3) 航空法132条2飛行の方法に合致しない飛行方法を取る場合（夜間飛行やイベント等の上空での飛行など）は国土交通大臣の承認を得る必要

2. 150m以上の空域を飛行する場合の基本的な手順

- 1) 申請前に関係機関（空港事務所・航空交通管制部）と事前に調整
 - ① 民間訓練試験空域のエリア内か否か
エリア内の場合、航空管理センターと調整し、支障ないことを確認すること。
 - ② （①に該当しない場合）進入管制区のエリア内か否か
エリア内の場合、各進入管制区毎の管制機関と調整し、支障ないことを確認すること。
 - ③ 上記①②も該当しない場合
航空交通管理センターか各航空交通管制部の管轄区域（航空局HPでも確認可能）に応じて、該当する航空交通管理センターまたは航空管制部と調整し、支障ないことを確認すること。

※管制機関との調整は管轄空港事務所長あて申請前に必要な事前調整であって、事前調整完了だけをもって飛行しないよう十分注意すること。（申請し、許可が必要）

2) 非常時の連絡体制

- ① あらかじめ、飛行の場所を管轄する警察署、消防署等の連絡先を調べ、ドローンのフライトによる人の死傷、他人の物件損傷、フライト時における機体の紛失又は飛行機等との接触、若しくは、接近事案が発生した場合の連絡方法を確立しておく
- 3) 予め調整した管制機関との調整結果（条件含む）については申請書（様式1）その他

参考となる事項に、調整結果として記載する。

- ① 必要に応じ、調整した連絡方法について、別添又は申請書（様式1）その他参考となる事項に記載する。
- 4) 許可権者である空港事務所長へ申請を行う。（催し物の場合等、必要に応じて国土交通大臣へも申請すること。）
 - ① 様式1、2、3、その他必要な添付資料等含む
 - ② 飛行開始予定日の10日前（土日祝日等を除く。）までに申請。（10日前とは、申請書に不備等ない場合の期間となりますので、十分に時間的余裕をもって申請を行うこと。）
- 5) 無人航空機の飛行に係る許可・承認書を国土交通大臣より受け取る
 - ① フライトする場合は原本、又は写しを必ず携行する
- 6) 予め空港事務所と調整した方法により、飛行を予定する日時、飛行高度（上限、下限）、機体数及び機体諸元などを空港事務所の求めに応じ連絡する。
 - ① 無人航空機を飛行させる際には、関係機関（空港事務所・航空交通管制部）と常に連絡がとれる体制を確保する
- 7) 安全フライト体制を整える
 - ① 許可・承認書の携行確認
 - ② 申請の機器で有る事の確認
 - ③ 3人以上（操縦者・監視員（指導員・補助員））の人員確認
 - ④ 気象・機体の状況及びフライト経路等について、安全にフライトできる状態で有る事を確認
 - ⑤ 非常時の連絡体制を再確認
- 8) フライト時
 - ① 飛行前の点検
 - ② 使用時点検・整備記録簿に記録
 - ③ 監視員は、フライト範囲に人が立ち入らないよう注意喚起を行う
- 9) フライト終了後
 - ① 飛行後の点検
 - ② 飛行記録簿に必要事項を記録
- 10) 無人航空機の許可承認に基づく飛行実績報告書
 - ① フライト期間により「3ヶ月・6ヶ月・9ヶ月・承認期間終了後」等の実績報告書の提出

以上